

令和6(2024)年度栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修実施要領

1 目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)が平成24年10月に施行された。

この法律では、障害者虐待の禁止のほか、障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障害者の保護、養護者への支援措置等を定め、障害者福祉施設従事者、県及び市町村等、さらには国民それぞれの責務が明記されている。

また、虐待を防止することに留まらず、障害者虐待の未然防止、養護者に対する支援等に関する施策等を促進し、これにより障害者の尊厳を守り、自立及び社会参加をより一層進め、障害者の権利擁護に資することとされている。

本研修では、虐待対応の核となる市町や障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性の強化を図るとともに、障害者福祉施設等の管理者及び従事者の障害者虐待の防止及び権利擁護に係る資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

栃木県。ただし、一般社団法人 栃木県社会福祉士会への委託により実施する。

3 研修内容

厚生労働省が行う令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修に準じ、次の各コース別研修により実施する。

(1) 市町障害者虐待防止センター担当職員等研修コース

虐待防止センター等の相談窓口職員を対象とした、障害者虐待の通報を受けた際の対応方法や虐待を受けた障害者に対する支援に関する専門知識、援助技術等について研修を行う。

(2) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修コース

県内に所在する障害者福祉施設等の管理者・従事者(医療機関、特別支援教育、保育園・幼稚園、放課後児童クラブの関係者を含む)を対象とした、障害者虐待防止法に関する基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待の防止のための組織・運営体制づくり、障害者に対する虐待や不適切な対応を防止するための障害特性に配慮した支援方法等について研修を行う。

4 対象者及び定員

市町や地域において障害者虐待の防止、権利擁護に関する指導的役割を担う者であって、次の(1)から(2)に該当する者

(1) 市町障害者虐待防止センター担当職員等研修コース 40名

対象者：市町障害者虐待防止センター等の相談窓口職員(委託先事業所職員を含む。)

(2) 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修コース 300名

対象者：県内に所在する障害者福祉施設等の管理者・従事者(医療機関、特別支援教育、保育園・幼稚園、放課後児童クラブの関係者を含む)

※ なお、当該研修受講者は、研修終了後、所属する法人・事業所等において伝達研修を実施するものとする。

5 日時・会場

(1) 共通研修

< 1回目 >

日時 令和7（2025）年1月31日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

< 2回目 >

日時 令和7（2025）年2月14日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

(2) コース別研修

< 1回目 >

- ・市町障害者虐待防止センター担当職員等研修コース

日時 令和7（2025）年1月31日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

- ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修コース（講義）

日時 令和7（2025）年1月31日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

- ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修コース（演習）

日時 令和7（2025）年2月7日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

< 2回目 >

- ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修コース（講義）

日時 令和7（2025）年2月14日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

- ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応研修コース（演習）

日時 令和7（2025）年2月21日（金）

会場 とちぎ福祉プラザ

6 研修カリキュラム

厚生労働省による令和6年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を踏まえ、別途決定する。

7 受講料

無料

8 受講申込

受講希望者は、一般社団法人栃木県社会福祉士会宛てに申し込むこととする。

9 受講者の決定

一般社団法人栃木県社会福祉士会が栃木県と協議の上決定する。